

景観づくりの基準に基づく配慮事項

C 開発行為

事項	景観づくりの基準	配慮の内容	審査欄
方法及び変更後の形状	<p>1 長大な法面、擁壁等を生じないように配慮する。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫する。</p> <p>(1) 勾配は、できる限り緩やかなものとする。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮する。</p> <p>(3) できる限り自然植生と調和した緑化等により修景する。</p> <p>2 跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施する。</p> <p>3 前記2の場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないように、その回復に努めるとともに、法面、擁壁等も含めて、自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行う。</p>		
その他	<p>行為終了後、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。</p>		